対象となる活動

○ 防災訓練に係る経費

○ 防災に関する啓発、教育のための研修会などの開催経費

○ 防災資機材の購入等

○ その他、組織運営に必要と認められる経費

請求時の注意点

　○この制度は、自主防災組織として実際に行った活動（防災訓練等）に対して補助金が交付されるものですから、事前に補助金は交付されません。

　○申請書に記載した購入予定品を変更される場合は、必ず購入前に総務課危機管理室（８２－１１２２）まで御連絡ください。

○補助金の対象は、防災に関連した経費となります。

　なお、食糧費は、防災訓練等に参加した人数分のお茶代（**申請額の大部**

**分がお茶代の場合は不可**）や炊き出し訓練で調理に使う材料代は対象と

することができますが、**お菓子や果物、防災に関係ない参加品等は対象**

**となりません**のでご注意ください。

　○補助金交付請求書には、**宛名及び全ての購入品名が記載された領収書の写しを添付**してください。（**領収書に購入品名の記載がない場合は、領収書にレシートを添付**してください。）

　○訓練の実施状況の写真と購入物品の写真を添付してください。

　○補助金の振込先は、**自主防災組織の団体名が含まれている口座**としてください。

　　※**口座名義が自主防災組織の団体名以外の場合、委任状が必要となりますので、同封の委任状を請求書に添付してください。**